

令和2年度 前期授業料免除等申請要領

兵庫県立大学 明石看護キャンパス学務課

この制度は(財)日本学生支援機構奨学金を受給しても、なお授業料の納付が困難な者を対象としていますので、まず日本学生支援機構奨学金について検討してください。

なお、授業料免除等制度は随時改訂される可能性があり、今後審査の基準は年々厳しくなっていく予定ですので、前回免除された場合でも、免除されない場合があります。また予算の範囲内での免除等であるため、免除申請者数や総額によっては、収入基準額内であっても、不許可等になる場合がありますので留意してください。

- ・免除等 このたびの授業料免除は、令和2年度前期授業料についての全額免除、半額免除、延納・月額分納の申請です。申請書に記入された区分についてのみ判定します。
- ・免除対象者 経済的理由により授業料の納付が著しく困難な者で、かつ、学業成績が優秀な者。
なお、休学期間を除き、令和2年9月末までに標準修業年限(長期履修許可者は、許可された長期履修年限)を超える者は免除等の対象となりませんので留意してください。
- ・世帯の収入 同居・別居にかかわらず、同一家計の世帯の全員(中学生以下を除く)が対象です。
学生本人、同居している親族、下宿して就学している兄弟姉妹等も含まれます。

◇申請書受付締切

令和2年5月29日(金)必着
〒673-8588 兵庫県明石市北王子町13-71
兵庫県立大学 明石看護キャンパス学務課
※封筒に「授業料免除申請書類在中」と記載のこと

※添付書類について間に合わない場合は、ご相談ください。

◇提出書類

下記の(A)、(B)、(C)欄について、該当する書類を全てそろえてください。

(A) 申請者が必ず提出する書類 (①、②、③、④のすべて)

区 分	留 意 事 項
① 授業料免除等申請書	申請書記入上の注意を参照してください
② 本人に係る収入申告書&奨学金受給状況申立書	日本学生支援機構以外の奨学金を受給している場合は、決定通知書(奨学金額及び併給の可否が記載されているもの)のコピーを添付してください。 アルバイトをしている場合は、源泉徴収票もしくは給与明細(最近3ヶ月分程度)を添付してください。
③ 世帯全員の住民票 または住民票記載事項証明書	申請者と 続柄 が記載された 同一家計「全員」のもの(原本) 申請日から3か月以内のもの ⑤の所得証明書と異なり、中学生以下の分も必要です
④ 結果通知用封筒 (結果を通知する宛名を記入)	長形3号(12cm×23.5cm) 住所、氏名、学籍番号を記入し、84円切手を貼付する。 ※授業料免除結果掲示から納期限までに、 必ず 結果を学務課まで取りに来ることを約束できる人は、これを省略することができます。

(B) 所得に関する証明：中学生以下を除く世帯全員分（⑤は必須。⑥～⑮は該当する全ての区分の書類）

区 分	証明書の種類
⑤ 所得証明書 (所得及び控除の内訳が記載されているもの) (市区町村役所・役場が発行)	平成30年度(平成29年分所得)所得証明書(原本) 所得の有無にかかわらず、同一家計の 全員分(本人を含む) 無収入の場合は所得0の申告後、所得証明書を発行。 ③の住民票と異なり、中学生以下の方の分は不要です
⑥ 給与所得者 (パート・アルバイトを含む) (勤務先の会社等が発行)	令和1年分の源泉徴収票の写し <u>会社の発行が間に合わないときは、申請の際申し出てください</u> 専従給与は、その旨記載された確定申告書控のコピーでも可
⑦ 平成31年1月1日以降に就職・ 転職した者	令和1年分の源泉徴収票の写し 及び 現在の勤務先が発行した年収(月収)見込証明書(原本)
⑧ 退職者、退職予定者	退職(予定)証明書、退職金支給(見込)額証明書
⑨ 就職予定者	年収(月収、初任給)が記載された書類の写し
⑩ 失業中の者	雇用保険受給資格者証の写し(受給期間・額がわかるもの)
⑪ 事業・農業・配当・不動産等の 所得者	税務署の受付印のある令和1年分の確定申告書控の写し (第1表に収入額記載のないものは、決算書控の写しも提出)
⑫ 農業で転作奨励金受給者	転作奨励金受給者は交付決定通知書の写し
⑬ 年金・恩給受給者	課税の年金は、令和1年分の源泉徴収票の写し 非課税の年金は、直近の改訂通知書の写し
⑭ 母子家庭等	遺族年金改訂通知書の写し
⑮ 生活保護受給者	最新の、保護決定(変更)通知書の写し (扶助額等受給額が記載されたもの)

注) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当は加算しませんので、証明書の添付は不要です。

注) 確定申告を電子申告した場合は受信通知と出力した申告データ。

(C) 特別控除に関する証明（ア～カで、該当する全ての区分の書類）

区 分	証明書の種類
ア 住民票は両親等と同じだが、 実際は別居している者	・申請者本人は、申請時に通学証明書を提示。 ただし、通学証明書がなければ下記の者と同じ書類。 ・申請者以外(兄弟姉妹等それぞれについて) 賃貸契約書・光熱水費請求書等の写し(住所がわかるもの)
イ 高校生以上の就学者 ※申請者本人は除く	在学証明書(原本) ※ 厳封は不要です 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの
ウ 障害者	身体障害者手帳、障害者手帳のコピー
エ 長期療養者(6ヶ月以上) ※申請時現在療養中であること	医師等の証明書(6ヶ月以上療養していることが記されていること)及び経常的な療養等の経費が確認できるもの (長期療養が証明された傷病等にかかる領収書等の写) ・保険、損害賠償高額療養付加金等による補填額があれば、別紙に明記すること。
オ 主たる家計者が別居(単身赴任)	単身赴任先の住居費、光熱水費、家具・家事用品の領収書のコピー
カ 火災、風水害	被災、り災証明書の写し及び復旧の経費の領収書等のコピー

※上記書類のほか、内容確認のため、追加の書類を提出していただく場合があります。

申請書記入上の注意

申請書は、選考上の大切な資料ですから、下記の注意事項を参照して、申請時現在の状況をありのままに記入してください。

記載すべきことが書かれていない申請書や、添付書類が提出されないもの、判読不明等、不備な申請書は選考から除外します。また、記載内容が故意に事実と相違して記入されている場合は、免除許可後においてもさかのぼって許可を取り消しますから、正確に記入してください。

①～② 欄

- ・保証人は学務課に登録している方です。変更がある場合には、学務課に届出てください。
変更にあたっては、父母兄弟が望ましいが、事情によってはこれに代わる適切な方を選定してください。
- ・申請者と保証人が必ず自署押印してください。同一印は、認められません。また、スタンプ式の印は使用しないでください

③ 欄

「家族及び所得」欄は、「就学者を除く家族」と「就学者」に分けて記入してください。

ここに記入する「家族」には、同居・別居を問わず生計を一にする者を全員記入してください。

記入した家族のうち、家計支持者には○印、別居者には△印を「続柄」欄内のそれぞれの続柄の左につけてください。また、家族のうち身体障害者、長期療養者がある場合は④家庭事情欄に記入してください。

生計を一にしない別居独立の生計を営む親族等から援助送金を受けているときは、金額(年額)を⑤「収入状況」欄の空欄に「他からの援助」として記入し、その旨を④「家庭事情」欄に記入してください。

(1)「就学者」とは、学校教育法第1条による学校(大学院・専攻科を含む)・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校及び養護学校並びに国立養護教諭養成所に在学する者です。

予備校・各種学校(洋裁学校・防衛大学校等)等に通学する者は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

また、中・小学校以外には、設置者(国・公・私)、通学区分(自宅・自宅外)を明記してください。

(2)「職業」は、「商業」などとせず、食料品小売業、洋服仕立業、不動産貸付業、地方公務員、小学校教員、会社員など具体的に記入してください。

(3)「在職期間」は、現在の職業についての年数を記入してください。

(4)「勤務先」は、〇〇商店、〇〇会社〇〇課、〇〇省〇〇局〇〇課、〇〇市立〇〇小学校など、詳しく記入してください。

(5)「収入金額」は、必ず家族に確認して記入してください。

記入する金額は、申請時の前年1年間(平成31年1月～令和1年12月)を基礎としてください。

(注意)

- 同一人物について2種以上の所得がある場合は、適宜上下に区分して記入してください。
- 平成31年1月1日以降に就職・転職(開業・転業等を含む)した場合は、申請時現在の職業の月収及び賞与等を基礎にして、年間の金額を積算してください。
- いずれも税込みで記入し、千円未満の端数は切り捨ててください。

④ 欄

授業料免除を申請するに至った家庭事情や説明を要することを具体的に詳しく記入してください。

(例) 主たる家計支持者を失った場合：その理由等

主たる家計支持者が退職の場合：理由、退職年月日等

他から援助を受けている場合：援助者及び援助の内容等を詳しく記入

家族に身体障害者・長期療養者がいる場合：名前、続柄、障害の程度、療養の始期等

⑤ 欄

「収入状況」欄は③「家族および所得」欄に記入した所得金額についての経過と内容をあらわすものです。

証明書で確認できる箇所は記入を省くことができます。

※失業している場合、雇用保険の給付のある者は、「失業保険」に記入し、その続柄、失業前の職業・月収・失業年月・理由・現在の生活費の出所・月額、健康状態、就職の見込みなどを④「家庭事情」欄を利用して明らかにしてください。

※無職又はそれに近い状態であって、経常的な収入が皆無又は僅少な場合、その生活方法、生活費の出所等を④「家庭事情」欄を利用して明らかにしてください。

⑥ 欄

「上記所得以外の臨時所得」欄は、内訳及び金額を記入してください。

⑦ 欄

「資産」欄は、預貯金、有価証券、宅地、農地、山林、家屋のうち自家で所有するものについて記入してください。

令和2年度前期授業料免除申請 添付書類チェックリスト

学籍番号 _____ 氏名 _____

※申請する前に各自で提出書類をチェックしてください。(裏面もあるので注意！)

1. 提出書類

(A) 申請者が必ず提出する書類 (①、②、③、④のすべて)

区 分	留 意 事 項	チェック欄	
		本人	学務課
① 授業料免除等申請書	申請書記入上の注意を参照		
② 本人に係る収入申告書&奨学金受給状況申立書	日本学生支援機構以外の奨学金を受給している場合は、決定通知書等(金額・併給の可否のわかる書類)のコピーを添付。 アルバイトしている場合は、源泉徴収票もしくは給与明細(最近3ヶ月分程度)を添付。		
③ 世帯全員の住民票 または住民票記載事項証明書	申請者と続柄が記載された同一家計「全員」のもの(原本) 申請日から3か月以内のもの ⑤の所得証明書と異なり、中学生以下の分も必要		
④ 結果通知用封筒	長形3号(12cm×23.5cm) 住所・氏名・学籍番号を記入し、84円切手を貼付。		

(B) 所得に関する証明：中学生以下を除く世帯全員分(⑤は必須。⑥～⑮は該当する全ての区分の書類)

※所得証明書に収入がある場合は、何の収入であるか必ず確認してください。

区 分	証明書の種類	チェック欄	
		本人	学務課
⑤ 所得証明書 (市区町村長が発行した最新もの)	平成30年度(平成29年分所得)所得証明書(原本) 所得の有無にかかわらず、同一家計の全員分(本人を含む)		
⑥ 給与所得者 (パート・アルバイト含む)	令和1年分の源泉徴収票の写し		
⑦ 平成31年1月1日以降に 就職・転職した者	令和1年分の源泉徴収票の写し 及び 現在の勤務先が発行した年収(月収)見込証明書(原本)		
⑧ 退職者、退職予定者	退職(予定)証明書、退職金支給(見込)額証明書		
⑨ 就職予定者	年収(月収、初任給)が記載された書類の写し		
⑩ 失業中の者	雇用保険受給資格者証の写し(受給期間・額がわかるもの)		
⑪ 事業・農業・配当・不動産 等の所得者	税務署の受付印のある令和1年分の確定申告書控の写し (第1表に収入額記載のないものは、決算書控の写しも提出) ※電子申告した場合は受信通知と出力した申告データ		
⑫ 農業で転作奨励金受給者	転作奨励金受給者は交付決定通知書の写し		
⑬ 年金・恩給受給者	課税の年金は、令和1年分の源泉徴収票の写し 非課税の年金は、直近の改訂通知書の写し		
⑭ 母子家庭等	遺族年金改訂通知書の写し		
⑮ 生活保護受給者	最新の保護決定(変更)通知書の写し (扶助額等受給額が記載されたもの)		

(C) 特別控除に関する証明 (ア～カで、該当する全ての区分の書類)

区 分	証明書の種類	チェック欄	
		本人	学務課
ア	住民票は両親等と同じだが、実際は別居している者 ・申請者及び兄弟姉妹等 貸貸契約書・光熱水費請求書等の写し(住所がわかるもの) ※申請者本人は、申請時に通学証明書を提示でも可。		
イ	高校生以上の就学者 在学証明書(原本)申請日より3ヶ月以内に発行されたもの		
ウ	障害者 身体障害者手帳、障害者手帳のコピー		
エ	長期療養者(6ヶ月以上) ※申請時現在療養中であること 医師等の証明書(6ヶ月以上療養していることが記されていること)及び長期療養が証明された傷病等にかかる領収書等の写) ・保険、損害賠償高額療養付加金等による補填額があれば、別紙に明記		
オ	主たる家計者が単身赴任 単身赴任先の住居費、光熱水費、家具・家事用品の領収書のコピー		
カ	火災、風水害 被災、り災証明書の写し及び復旧の経費の領収書等のコピー		